

SDGs としての金融ジェロントロジー

2030年の前に迫る2025年問題

金融調査部 研究員 藤原翼

最終回はSDGsの視点での金融ジェロントロジーについて解説します。

1. SDGs としての金融ジェロントロジー

金融ジェロントロジーは昨今よく耳にする「持続可能な開発目標 (SDGs)」とも深い関係があります。例えば、日本銀行の黒田総裁は2019年6月に行われたG20「高齢化と金融包摂」ハイレベルシンポジウムにおける講演で、高齢者に対する金融包摂がSDGsと密接に関連している旨を指摘しています¹。本シリーズでご紹介してきたように、高齢者は認知機能が低下することで金融行動に大きな影響が出てくると考えられます。認知機能が低下したとしても安心して金融サービスにアクセスできるようにする金融包摂は、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念と共通しています。また、金融包摂の他にも、老後資金の枯渇に対する不安等も大きな社会問題です。

実際に金融機関は高齢者対応をSDGsの取組みとして捉えており、例えば全国銀行協会²では「高齢者等さまざまな利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等」をSDGsの主な取組項目の一つとして掲げています。また、生命保険協会³では生命保険事業を通じた「健康寿命延伸に向けた取組み」をSDGsの重点取組項目として掲げています。

2. 高齢者に対する理解の促進、地域への貢献

高齢者対応にはまず高齢者理解が大切ですが、そのために「認知症サポーター」の養成等が金融機関で行われています。認知症サポーターは、認知症サポーター養成講座を受講することにより、認知症に対する正しい知見を会得し、認知症の方々をサポートする人のことです。この認

¹ 黒田東彦「高齢化社会における金融包摂」(G20「高齢化と金融包摂」ハイレベルシンポジウム(GPFIフォーラム)における基調講演の邦訳)日本銀行(2019年6月7日)

² 一般社団法人全国銀行協会「2020年度活動の総括および2021年度のSDGsの主な取組項目について」(2021年3月18日)

³ 一般社団法人生命保険協会「生命保険業界におけるSDGs達成に向けた重点取組項目」

知症サポーターの養成は 2005 年度から行われており、金融機関におけるサポーター数は 2020 年 12 月末時点で約 25 万人に上ります⁴。また、日本金融ジェロントロジー協会でも独自に高齢顧客対応に関する動画研修を提供しており、さらに 2021 年 4 月より資格認定制度を開始することが公表されています⁵。今後は資格制度を活用することで、高齢者対応の質を外部から把握しやすくすることも考えられます。

また、地域への貢献という点も金融機関に求められています。金融審議会の市場ワーキング・グループ報告書⁶では、金融機関の福祉関係機関等との連携の必要性が指摘されており、そこでは個人情報の第三者提供についても言及されています。具体的には、福祉関係機関等との連携を行うに際しては本人の意思・意向を尊重することが原則である一方で、本人の認知機能が低下している兆候が見られ、かつその状態を放置すれば顧客財産の管理に重大な支障をきたす場合で、緊急性が高いと思われる場合等において、福祉関係機関等に顧客の必要情報(氏名、住所、症状等)を提供できる場合もあるとの考えが示されています⁷。金融機関は高齢者と接する機会が多く高齢者の認知機能低下に気付く機会が多い一方で、個人情報保護法の観点から福祉関係機関等との情報共有は難しいとされてきました。しかし、先ほどの市場ワーキング・グループ報告書の他、2021 年 2 月に全国銀行協会より公表された「考え方⁸」においても、個人情報の提供について言及される等、議論の進展が見られます。今後は情報共有等により、金融機関が地域での高齢者見守りに、より貢献していくことが期待されます。

高齢者対応は金融機関にとって短期的にはコストとなる取組みも多いかもかもしれません。しかし、家計金融資産のうち 65 歳以上が 5 割ほど(2020 年時点)⁹を保有すると考えられることから、高齢者の信頼を獲得することは、ビジネス面でも重要とみられます。

3. 金融ジェロントロジー対応に貢献できるのは金融機関だけではない

金融ジェロントロジーへの取組みは金融機関だけではなく、非金融業も多くの貢献が可能です。例えば、テクノロジー関連企業には認知機能判定の面から高齢者保護への貢献が期待されています(本シリーズ第 7 回参照)。また、各企業が従業員の老後のライフプランやマネープランについて考える研修を実施することで、「老後資金の見える化」を行うことができます。さらに、「資産形成期」から「資産取り崩し期」となることで資産管理の環境が大きく変わることや、

⁴ 特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構「サポーターの養成状況」

⁵ 一般社団法人日本金融ジェロントロジー協会「資格認定制度の運営開始のご案内」(2021 年 3 月 31 日)

⁶ 「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営に向けて—」(2020 年 8 月 5 日)

⁷ 個人情報保護法第 23 条第 1 項により、個人データの第三者提供には本人の同意を得ることが基本である。しかし、個人情報保護法第 23 条第 1 項第 2 号により「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は個人データの提供が可能と解される。

⁸ 全国銀行協会「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方(公表版)」(2021 年 2 月 18 日)

⁹ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2018(平成 30)年推計)、総務省「平成 26 年全国消費実態調査」より大和総研推計。

高齢者に資産管理に関する自信過剰の傾向が見られること等から、定年退職前の従業員に対する金融リテラシー研修を企業が行うことも望まれます。成年後見人制度や民事信託制度の認知度に金融リテラシーが影響することを示した研究¹⁰もあり、金融教育が若年層以外にも重要であることが分かります。

4. 本シリーズの終わりに

本シリーズでは、高齢者が直面している金融面の課題や、それらに対する金融機関の取組みについてご紹介してきました。団塊世代が75歳以上になる「2025年問題」が迫っており、高齢者対応は金融機関にとって最も優先度の高い課題の一つといえましょう。最近になって、「老後資金の枯渇」や「認知症と金融資産運用、管理」など、「高齢者金融において何が問題なのか」という点が整理されてきました。今後はこれまでの議論を踏まえ、金融分野での高齢者対応がさらに進んでいくことが期待されます。

以上

¹⁰ Yoshihiko Kadoya, Mostafa Saidur Rahim Khan, Hikaru Oba & Jin Narumoto (2020) Factors affecting knowledge about the adult guardianship and civil trust systems: evidence from Japan, *Journal of Women & Aging*, DOI: [10.1080/08952841.2020.1727711](https://doi.org/10.1080/08952841.2020.1727711)